

**契約締結**

売却希望だけど解体してもいいなぁ・・・

**平成２８年４月　空き家バンク促進補助金開始！**

残ってる家財を片付けないと！

**【解体可物件】**

**バンク登録**

**バンク登録**

**町外から引越しされる方に限ります**

**引越し補助が使えます！**

**引越し費の1／2上限10万円**

**そこに建てられた新築住宅について**

**固定資産税の補助があります！**

**固定資産税の1/2　上限10万円（３年間）**

住むためには改修が必要だな・・・

その２　空き家家財撤去補助金

**契約締結**

**【賃貸希望】**

**バンク登録**

**空き家**

その1　空き家改修費補助金

**改修工事**

**改修費補助が使えます！**

**改修費の1／2上限100万円**

**空き家バンクに5年間登録していただくことが条件です**

**※売買希望での登録の場合は、新しい所有者との契約が締結された後、新しい所有者の申請で補助を行います**

**空き家**

**家財撤去補助が使えます！**

**撤去費の1／2上限10万円**

その３　空き家解体→新築補助金

**空き家**

解体後、そこに新築を建てたいです！

その４　空き家引越し補助金

**空き家バンクを通じた契約締結**

**それぞれの制度について、手続きの流れをご案内します。**

その1　空き家改修費補助金

**【賃貸借物件の場合・・・空き家をバンクに登録した空き家の所有者が対象です】**

① 空き家バンクに「賃貸借希望」で登録

② 補助金申請（見積書などの添付が必要です）

③ 補助金決定通知（５年間バンクに登録すること、３親等以内の親族に賃貸しないことが条件です）

④ 改修工事

⑤ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）

⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

**【売買物件の場合・・・空き家バンクをとおして空き家を買った新たな所有者が対象です】**

① 空き家バンクに「売買希望」で登録

② 利用希望者と売買契約を締結

② 新しい所有者が補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）

③ 補助金決定通知（５年間居住すること、３親等以内の親族間の売買でないことが条件です）

④ 改修工事実施＋住民登録

⑤ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）

⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

**☑チェック☑**

**□ 申請前に行っている工事は、対象となりません**

**□ 改修工事は、町内の登録業者が行うものに限ります**

**□ 売買物件の場合、該当の空き家の住所へ住民票を移されたかどうかも確認いたしますので、工事と住民票の移動を完了させてから実績報告を行ってください**

**□ ５年間の間に自己都合により空き家バンクから登録を解除した場合、空き家から退去した場合などは補助金を返還してもらうこともあります**

その２　空き家家財撤去補助金

① 空き家バンクに登録

② 利用希望者と賃貸借契約又は売買契約を締結

③ 補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）

④ 補助金決定通知

⑤ 家財撤去実施

⑥ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）

⑦ 補助金確定通知→補助金のお支払い

**☑チェック☑**

**□ 契約締結後に行う家財撤去が対象となります**

**□ 家財撤去は業者が行うものに限り、個人が行う場合のレンタカー代、燃料費、処分料などは対象となりません**

**□ 売買契約で所有者が変わった場合でも、空き家をバンクに登録した元の所有者が申請者となります**

その３　空き家解体→新築補助金

① 空き家バンクに「解体可能物件」として登録

② 利用希望者と売買契約を締結

③ 当該空き家を解体、更地にして、利用希望登録者がそこに新しく家を建てる

④ 新築物件にかかる固定資産税（土地家屋）を完納

⑤ 補助金申請

⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

**☑チェック☑**

**□ 空き家の解体は空き家登録者、利用希望者どちらでも構いません（解体には町の住宅リフォーム補助金が使えます。別途ご相談下さい）**

**□ ３年間助成を行いますが、毎年申請が必要です**

**☑チェック☑**

**□ 利用できるのは、町外から引越しをされる方に限ります**

**□ 引越しは業者が行うものに限り、個人で行う場合のレンタカー代や燃料費は対象となりません**

**□ 該当の空き家の住所へ住民票を移されたかどうかも確認いたしますので、引越しと住民票の移動**

**を完了させてから実績報告を行ってください**

**それぞれの補助に対して、補助対象者が異なります。**

**また条件等もありますので、詳細についてはお尋ねください。**

① 空き家バンクをとおして賃貸借契約又は売買契約を締結

② 補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）

③ 引越し＋住民登録

④ 事業完了報告を提出（支払が完了した領収書などの添付が必要です）

⑤ 補助金確定通知→補助金のお支払い

その４　空き家引越し補助金